



誤解だらけの食の安全・安心（4） 半分も表示されない食品添加物の「全面表示」

中村 幹雄

食品添加物の食品ラベル表示については、「全面表示」とされ、100%が表示されないまでも「ほぼすべての食品添加物が表示される制度である」と理解されています。しかし、実態はかけ離れており、多くの食品添加物が表示されず、むしろ表示されるものの方が少ない制度となっています。そこで、食品添加物の機能と数を説明した上で、どの程度表示されるかを説明します。

1) 食品添加物の4大機能は次の通りです。

- ①色，香，味，テクスチャー，すなわち，嗜好に関するもの
- ②製造・加工のための添加物（乳化剤，香料，製造用剤など）
- ③保存性を良くする保存料や酸化防止剤
- ④栄養強化の目的で添加されるビタミン類

加工食品の低価格化にともなう食品用原材料の品質の低下を補うために多くの添加物が使用され、昨年度に国内で販売された食品添加物は1兆円を超えたといわれています。

2) 食品添加物の分類

- ①指定添加物：413品目（合成香料を含む，2011年3月15日現在）
- ②既存添加物：418品目（2007年9月11日現在）注）当初は489品目。
- ③天然香料：612品目（2008年7月4日現在）
- ④一般飲食物添加物：品目数は不詳（当初のリストでは約72品目）

3) 表示される割合

食品添加物の食品ラベル表示は、「物質名の表示」が原則です。物質名が表示される可能性の高い用途とその用途に該当する食品添加物の数を表1に示します。

表1 物質名が表示される食品添加物の数（用途別）

用途ほか	指定添加物	既存添加物
甘味料	8	17
着色料	19 (注1)	54 (注3)
保存料	20	7
増粘剤, 安定剤, ゲル化剤または糊料	7 (注2)	0 (注4)
酸化防止剤	18	0 (注5)
発色剤	3	0
漂白剤	5	0
防かび止剤または防ばい剤	5	0
表示される品目数の合計	85	78
2011年3月15日現在の品目数	413	418
表示される品目数の割合 (%)	21	19

注1：栄養強化の目的でも使用される4品を除いた。

注2：個別の品名が表示されない加工デンプン11品目を除いた。

注3：明らかに流通していないと思われる品目も含む。

注4：「増粘多糖類」と表示されるケースが多いので、「0」とした。

注5：主剤の酸化防止の目的で使用され、表示されないケースが多いので、「0」とした。

物質名の表示率は僅か20%程度です。「全面表示」とは余りにもかけ離れています。

4) 表示されないケース

物質名に代わって「類別名」（例：カロチノイド、野菜色素）、「一括名」（例：香料、酸味料、調味料）、「簡略名」（例：クチナシ、ステビア）で表記することを認めた制度です。中には、クチナシ黄色素とクチナシ青色素のように化学構造が全く異なる成分が同一の名称（クチナシ色素）で表示されることもあります。

食品添加物製剤（食品添加物の混合物）の主剤の安定化等の目的で添加された食品添加物（例：ビタミン類に添加された酸化防止剤）は表示されません。シリコン樹脂を含む油脂を用いたドーナツの表示では、シリコン樹脂はキャリーオーバー（持ち越し）とされ表示されません。

従来食品扱いでありました加工デンプン11品目は、「加工デンプン」、「加工でんぷん」あるいは「加工澱粉」と表示され、個別の物質名は表示されません。既存添加物の糊料（増粘剤、安定剤、ゲル化剤）で多くの割合を占める多糖類は、「増粘多糖類」と表示され個別の物質名は表示されない場合が多いのが実情です。